

関西広域連合規約の改正について

関西広域連合本部事務局

平成 25 年 4 月

1. 規約改正の目的

関西広域連合においては、今後、設立当初の事務に係る取組の本格化に加え、次期広域計画の策定による新たな展開が見込まれるとともに、国出先機関をはじめとする国の事務・権限等の移譲に向けた取組をさらに強化する必要がある。

こうした状況に対応して、広域連合議会の活動を充実し、広域連合の事務執行に係る監視機能や調査、政策提言機能等を強化することにより、関西広域連合の適切な事務執行と地方分権に向けた活動の強化を図るため、規約附則第5項に係る議員定数の本格見直しを行う。

2. 定数見直しの考え方（最終的な定数を 29 人から 36 人へ）

- ① 府県域別の議席配分について、設立時（20 人）の 2 倍を基本
- ② 各府県区域について 2 人に、下記の人口区分に応じた人数を加える
 - ア 人口 250 万未満・・・2 人（滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県）
 - イ 人口 250 万以上 500 万未満・・・4 人（京都府域）
 - ウ 人口 500 万以上 750 万未満・・・6 人（兵庫県域）
 - エ 人口 750 万以上・・・8 人（大阪府域）
- ③ 政令市を有する府県域内の議席配分は、関係団体で協議（協議結果 ⇒ 京都市 2 人、大阪市 3 人、堺市 2 人、神戸市 2 人）
- ④ その上で、特定団体の配分を特例減（ア、イにつき各△1）
 - ア 部分参加（3 分野以下）の団体（現時点では鳥取県に△1 を自動適用）
 - イ 構成団体間の均衡又は国の地方機関の管轄を考慮する団体（兵庫県△1、鳥取県△1、徳島県△1）

3. 今後のスケジュール（予定）

			全体日程	規約改正スケジュール
H25	4 月	25 日	広域連合委員会	規約改正案の確定・構成団体への説明周知
	5 月	下旬	構成団体議会定例会	構成団体議会で規約改正案議決（5 月～7 月）
		～		↓
	7 月	中旬		総務大臣へ許可申請
	8 月	中旬	総務大臣許可	改正規約施行
		～	構成団体議会定例会・臨時会	広域連合議員選出（定数増分）
	11 月	下旬	広域連合議会定例会	

(参考) 各構成団体の議員定数

(単位：人)

	人口 (H22 国勢調査)		議員定数 計		備 考
	府県域人口	政令市人口		府県域内訳	
滋賀県	1,410,777		4		
京都府域	2,636,092		6		
京都府		2,636,092		4	
京都市		1,474,015		2	
大阪府域	8,865,245		10		
大阪府		8,865,245		5	
大阪市		2,665,314		3	
堺市		841,966		2	
兵庫県域	5,588,133		7		
兵庫県		5,588,133		※ 5	構成団体間の均衡△1
神戸市		1,544,200		2	
和歌山県	1,002,198		4		
鳥取県	588,667		※ 2		分野部分参加△1 国出先管轄地域外△1
徳島県	785,491		※ 3		国出先管轄地域外△1
合 計	20,876,603		36		

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H25.3.29変更届出規約)												
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(広域連合の議会の定数)</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>36人</u>とする。 (広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。</p> <p>2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、<u>第1号に定める人数(以下本項において「府県域定数」という。)を基準として、第2号に定める人数とする。</u></p> <p><u>(1) それぞれの構成府県の区域について2人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を加えた人数</u></p> <p><u>ア 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。)250万未満の構成府県 2人</u></p> <p><u>イ 人口250万以上500万未満の構成府県 4人</u></p> <p><u>ウ 人口500万以上750万未満の構成府県 6人</u></p> <p><u>エ 人口750万以上の構成府県 8人</u></p> <p><u>(2) 次の表の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める人数</u></p> <table border="1" data-bbox="186 1062 1448 1409"> <thead> <tr> <th>構成団体</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成指定都市を包括する構成府県</td> <td>当該構成府県の府県域定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数</td> </tr> <tr> <td>上記以外の構成府県</td> <td>当該構成府県の府県域定数に相当する人数</td> </tr> <tr> <td>構成指定都市</td> <td>次に掲げる構成指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 大阪市 3人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 京都市、堺市及び神戸市 2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>次の各号に掲げる構成団体については、前項の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、同項の規定による人数から当該各号に定める人数を減じた人数とする。</u></p> <p><u>(1) 第4条第2項の規定により、広域連合が処理することとされている同条第1項第2号から第8号までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人</u></p> <p><u>(2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定めた次に掲げる構成団体 1人</u></p> <p><u>ア 兵庫県</u></p> <p><u>イ 鳥取県</u></p> <p><u>ウ 徳島県</u></p> <p>4 前3項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。</p>	構成団体	人数	構成指定都市を包括する構成府県	当該構成府県の府県域定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数	上記以外の構成府県	当該構成府県の府県域定数に相当する人数	構成指定都市	次に掲げる構成指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数		ア 大阪市 3人		イ 京都市、堺市及び神戸市 2人	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(広域連合の議会の定数)</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>20人</u>とする。 (広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。</p> <p>2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、<u>それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数</u>とする。</p> <p><u>(1) 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。)250万未満の構成団体 1人</u></p> <p><u>(2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人</u></p> <p><u>(3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人</u></p> <p><u>(4) 人口750万以上の構成団体 4人</u></p> <p>3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。</p>
構成団体	人数												
構成指定都市を包括する構成府県	当該構成府県の府県域定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数												
上記以外の構成府県	当該構成府県の府県域定数に相当する人数												
構成指定都市	次に掲げる構成指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数												
	ア 大阪市 3人												
	イ 京都市、堺市及び神戸市 2人												

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案 (案 1)	変 更 前 (H25. 3. 29変更届出規約)
<p>第11条～第21条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(広域連合の処理する事務に係る経過措置)</p> <p>3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。</p> <p>4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p><u>5</u> 年度途中で構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。</p> <p><u>6</u> 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。</p> <p><u>7</u> 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難しい場合は、別に広域連合長の定めるところによる。</p>	<p>第11条～第21条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(検討)</p> <p>2 略</p> <p>(広域連合の処理する事務に係る経過措置)</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p><u>(広域連合議員の定数等に係る経過措置)</u></p> <p><u>5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。</u></p> <p><u>(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数</u></p> <p><u>イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数</u></p> <p><u>ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数</u></p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>

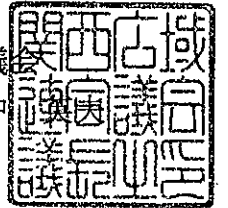
関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H25. 3. 29変更届出規約)
<p>附 則 (平成24年 1 月25日 総行市第 1 号) (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。</p> <p>附 則 (平成24年 4 月23日 総行市第41号) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年 8 月14日 総行市第107号) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年 3 月29日 総務大臣届出) (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成25年 4 月 1 日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第 4 条第 1 項第 5 号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。</p> <p><u>附 則 (平成25年 月 日 総行市第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</u> <u>(広域連合議員の人数に係る経過措置)</u></p> <p><u>2 この規約の施行の際現に広域連合議員である者の人数が改正後の第 9 条の規定による人数を超えることとなる構成団体の広域連合議員の人数は、当該構成団体の議会において同条の規定による選挙が行われるまでの間、なお従前の例による。この場合における広域連合議員の定数は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、36 人に当該超えることとなる広域連合議員の人数を加えた人数とする。</u></p> <p><u>3 前項の選挙は、この規約の施行の日以後最初に招集される議会において行うものとする。</u></p>	<p>附 則 (平成24年 1 月25日 総行市第 1 号) (施行期日)</p> <p>1 略 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (平成24年 4 月23日 総行市第41号) 略</p> <p>附 則 (平成24年 8 月14日 総行市第107号) 略</p> <p>附 則 (平成25年 3 月29日 総務大臣届出) (施行期日)</p> <p>1 略 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 略</p>
<p>別表 (第20条関係) 略</p>	<p>別表 (第20条関係) 略</p>

関 広 議 第 4 号
平成 25 年 4 月 23 日

関西広域連合
連合長 井戸 敏三 様

関西広域連合議
議長 田中



関西広域連合議会の新たな議員定数・議席配分について

この度、関西広域連合議会の議員定数・議席配分について、別紙のとおり取りまとめましたので、これに基づき規約改正の手続きを進められるようお願いいたします。

新たな議員定数について

◎総定数 36人 (現行29人、7人増)

内訳：	滋賀県	4人	(3人、+1人)
	京都府	4人	(3人、+1人)
	大阪府	5人	(5人、±0人)
	兵庫県	5人	(4人、+1人)
	和歌山県	4人	(3人、+1人)
	鳥取県	2人	(3人、-1人)
	徳島県	3人	(3人、±0人)
	京都市	2人	(1人、+1人)
	大阪市	3人	(2人、+1人)
	堺市	2人	(1人、+1人)
	神戸市	2人	(1人、+1人)

◎定数増員の考え方

- ① 関西広域連合においては、今後、7分野の広域事務の取組が本格化していくことに加え、25年度には次期広域計画の改定作業、26年度からは同計画に基づく新たな取り組みがスタートする中で、連合議会として、政策提案や監視機能を十分に発揮していく必要があること
- ② 関西広域連合設立の大きな柱である国出先機関の移管が、政権交代により不透明な状況となっているが、連合議会としては、国に対し地方分権の推進や国出先機関の移管実現に向けた働きかけを強化する体制を整えるとともに、その受け皿となりうる体制を準備する必要があること

以上の考え方から、今回議員定数の7名増を行うものである。

関西広域連合議会は、二元代表制の下、関西広域連合の責任ある運営を担う議事機関として、今後とも積極的に議会活動の充実・機能強化を図り、その責任をしっかりと果たしていく。

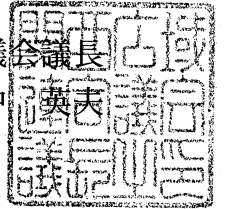
議員定数の基本的考え方

- ◎ 政令市の有無で地域バランスが左右されないよう、府県域ベースで議員数を設定する。
- ◎ その際、設立当初（20人）の各府県配分を基本とし、総数を2倍とする。
- ◎ 政令市を有する3府県については、府県・政令市の配分について、それぞれの府県市間で協議する。
- ◎ 調整
 - ・ 鳥取県については、部分参加であるため、1名減とする。
 - ・ 鳥取県・徳島県については、国の地方機関の管轄を異にするため、1名減とする。

関 広 議 第 5 号
平成 25 年 4 月 25 日

関西広域連合
連合長 井戸 敏三 様

関西広域連合議 会 議 長
田 中



議員定数・議席配分に係る鳥取県の議員定数について

関西広域連合議会の新たな議員定数・議席配分に係る規約改正については、4月23日付けで依頼いたしましたが、議員定数が減となる鳥取県の選出議員については、規約改正後から新議員が選出されるまでの間、連合議会議員としての責務を果たしていただく必要があることから、当該期間、鳥取県の議員定数を現定数とする旨の経過措置を規約に規定いただくようお願いいたします。